

「機動的設備保守を図る保全体制」提案を受ける

中央本部は本日、「機動的設備保守を図る保全体制」について提案を受けました。

今回の体制変更について会社は、工事実施に係るノウハウをより確実に次世代の社員に継承し、引き続き円滑な業務運営を可能とする体制と現業機関の働き度の向上をすることとしています。

主な内容は以下の通りです。（詳細は別紙参照）

《「機動的設備保守を図る保全体制」主な内容》

1. 組織と業務体制の変更

①秋田保全区を廃止し、東北保全技術センターへ統合する。

※弘前駅の業務は盛岡保全区に保守移管し、その他の駅の巡回・目視検査等は秋田臨海鉄道に外注化する。

②岡山保全区を廃止し、広島保全区へ統合する。

※高松（夕）駅及び鬼無変電所は関西保全技術センターに保守移管する。

2. 保全区の派出化

・保全区を「メンテナンスステーション」に名称変更し、保全技術センターの派出とする。

3. 工事管理事務所・工事支所の設置

・工事を専門に行う工事管理事務所・工事支所を設置する。保全技術センターで行う工事は一部設備検査及び緊急修繕のみとする。

4. 要員関係

上記により要員体制を見直す。

5. 規程改正

関係する規程類（組織規程など）の一部改正を行なう。

6. 実施時期

平成26年12月 1日

中央本部は今後申し入れを行い、

①「設備量減」及び「工事業務の簡略化」による要員減の数値的根拠を明らかにさせる。

②生み出された要員については円滑な業務遂行のために活用を図ること。

③岡山保全区の廃止は東福山・伯耆大山の工事に対応するよう対策を講じること。

④秋田保全区廃止における検査業務の外注化は新たな施策であり、本来直営社員によって行なわれるべき重要な業務である。

⑤職場で発生している問題について、問題解決の場を設定し協議する。

⑥施策の実施にあたっては貨物労組組合員の雇用と生活基盤を確保する。

を求めて、各地方本部及び全国施設電気部会と連携し、団体交渉を行なうこととします。

以上